

(厚生労働省委託事業)
職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
北海道支部長 清田 典宏

**労働安全衛生法が改正され、
職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました**

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：平成 28 年 11 月 25 日 午後 1 時から 3 時 30 分

場所：札幌全日空ホテル 3 階 鳳の間

内容：

1. 受動喫煙による健康への有害性
2. 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
3. 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
4. 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

参加要領：以下の申込書に事業場名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載してファックスでお申し込みください。

申込期限：11月11日

参加費：無料(テキスト等含む)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 北海道支部 FAX011-862-5142

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込書

参加者名		
事業場名		(部署)
住 所	〒 -	
電話番号	電話番号	